

大津市企業局一般競争入札公告

大津市有地（企業局所管財産）の売却について一般競争入札（郵便型入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）第93条の規定により準用する大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月18日

大津市公営企業管理者 南堀 弘

1 売却する物件の概要

物件 番号	物件の所在地	地目	面積（公簿）	面積（実測）	最低売却価格
1	大津市中央三丁目 309 番 9 及び 408 番 6	宅地	249.01 m ²	249.01 m ²	69,400,000 円
		建築年	構造等	延床面積	
		昭和 63 年	鉄骨造スレ ート葺 3 階建	386.72 m ²	

物件 番号	物件の所在地	地目	面積（公簿）	面積（実測）	最低売却価格
2	大津市稲葉台字十二盃 357 番 288	宅地	184.48 m ²	184.48 m ²	4,890,000 円

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(5) 2年以内に次のアからカまでのいずれの行為も行っていない者であること。

ア 大津市（以下「市」という。）との契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して行った不正の行為

イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、公正な競争の執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した行為

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり市の職員に対して行った職務の執行を妨げる行為

オ 正当な理由なく行った契約を履行しなかった行為

カ アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用する行為

(6) 当該入札に係る契約を締結する能力を有する者及び破産手続開始決定の通知を受けていない者。ただし、破産者であっても復権を得ている者は含まない。

(7) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員でない者

3 入札要領の配布期間及び配布場所

入札に参加される方は、当該入札要領のとおり手続を行うこと。

(1) 配布期間

令和7年7月18日（金曜日）から令和7年9月5日（金曜日）までの大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

- ア 紙による配布 大津市御陵町3番1号 大津市企業局企業経営部契約管財課
- イ 電子による配布 大津市企業局ホームページ内

4 入札申込受付期間及び受付場所

(1) 申込受付期間

令和7年7月18日（金曜日）から令和7年9月5日（金曜日）までの大津市の休日を定める条例第1条に規定する本市の休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 申込受付場所

大津市御陵町3番1号 大津市企業局企業経営部契約管財課

(3) 申込方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。

ただし、郵送の場合の申込受付期限は、令和7年9月5日（金曜日）午後5時必着とする。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者は、入札参加受付後に市より送付する納入通知書兼領収証書により、入札書を郵送するまでに入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付すること。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当する。落札者以外の者の入札保証金は、開札終了後、速やかに返却する。なお、入札保証金には利息を付さない。

(4) 落札者が期限までに落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、落札者が入札参加者の資格がない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は市に帰属するものとする。

6 入札

(1) 入札書等は、郵送（一般書留又は簡易書留）にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。

(2) 入札書等郵送期間は、令和7年9月24日（水曜日）から令和7年10月3日（金曜日）午後5時までとする。

(3) 入札書等送付先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市企業局企業経営部契約管財課

7 開札日時及び場所

(1) 日 時

ア 物件番号1 令和7年10月6日(月曜日) 午後2時から

イ 物件番号2 令和7年10月6日(月曜日) 午後3時から

(2) 場 所 大津市御陵町3番1号 大津市役所新館5階253会議室

8 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札又は委任状を提出していない代理人の入札
- (2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札
- (3) 入札参加申込書、誓約書又は入札保証金還付依頼書の提出がない入札
- (4) 所定の入札書によらない入札
- (5) 入札保証金を納付していない入札
- (6) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人の使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額及び文字を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効とする。）
- (11) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入した入札
- (12) 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (13) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (14) 大津市企業用財産のうち不動産の処分に係る一般競争入札の実施に関する事務取扱要領に違反した入札

9 契約及び契約保証金に関する事項

- (1) 売買契約の締結は、令和7年10月24日（金曜日）午後5時までにを行うものとする。契約締結期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属するものとする。
- (2) 落札者は、売買契約と同時に、売買代金の100分の10以上の額を契約保証金として納付しなければならない。この場合において入札保証金は契約保証金に充当する。

10 売買代金の支払に関する事項

- (1) 契約締結後、落札者は、市が発行する納入通知書兼領収証書により、指定期日までに売買代金を全額納付しなければならない。売買代金の分割納付はできない。なお、契約保証金は売買代金に充当する。
- (2) 契約締結後、指定期日までに売買代金が支払われない場合は、市は売買契約を解除し、契約保証金は市に帰属する。

1 1 その他の事項

- (1) 落札者は、落札物件の引渡しを受けた後落札物件に直ちに発見することができない種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見した場合においても、売買代金の減額及び損害賠償の請求並びにこの契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。
- (2) 落札物件の利用に当たっては法令等の規制を遵守すること。
- (3) 落札物件の利用に当たっては、落札者の責任において周辺自治会及び近隣居住者と十分な調整を行い、トラブルを起こさないよう留意すること。なお、周辺自治会及び近隣居住者とのトラブルが生じたときには、落札者の責任において解決すること。
- (4) 開札の結果については、物件の所在地、地目、地積、落札金額及び落札相手方（個人・法人の表記のみ）を公表する。